

## 個別事業の内容（国（厚労省）実施要綱から抜粋したもの）

### 【介護ロボット導入支援事業（介護ロボットの導入）】

#### 1 補助対象者

県内の介護事業所

#### 2 補助対象機器

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

##### (1) 目的要件

- ・ 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること

##### (2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット  
※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、  
③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
- ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択された介護ロボット

##### (3) 市場的要件

- ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

#### 3 補助対象経費

- ・ 介護ロボットの導入経費

※下記については補助対象から除く。

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 保険料
- ・ 通信に係る経費
- ・ 機器のメンテナンス費用
- ・ その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

#### 4 補助率(補助上限額)

区分	項目	補助率	基準額(上限額)
介護ロボット	移乗介護	1/2以内	100万円/台
	入浴支援		
	移動支援		30万円/台
	排泄支援		
	見守り・コミュニケーション支援		
	介護業務支援		

## 個別事業の内容（国（厚労省）実施要綱から抜粋したもの）

### 【介護ロボット導入支援事業（見守り機器の導入に伴う通信環境整備）】

#### 1 補助対象者

県内の介護事業所

#### 2 補助要件

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費

#### 3 補助対象経費

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費  
（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
  - ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ※ 既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。
- ※下記については補助対象から除く。
- ・消費税及び地方消費税
  - ・保険料
  - ・通信に係る経費
  - ・機器のメンテナンス費用
  - ・その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用

#### 4 補助率（補助上限額）

区分	補助率	基準額（上限額）
見守り機器の導入に伴う通信環境整備	1/2以内	750万円/事業所

【ICT導入支援事業（記録業務から請求業務まで原則一気通貫で行える介護ソフト等の導入）】

1 補助対象者

県内の介護事業所

2 補助要件

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。
  - (2) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること。
  - (3) 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- ※1 複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- ※2 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和2年度においては、当該年度中に上記標準仕様に準じたものに対応することで差し支えないものとする。なお、上記標準仕様は令和2年3月26日に改訂版が発出されているので留意すること。
- ※3 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について」（令和2年3月厚生労働省老健局振興課発行）を参考にすること。
- ※4 タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- ※5 令和2年度より「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース。システムの詳細は「第6回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の参考資料4参照。また、収集する項目等については、令和元年7月16日「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会 取りまとめ」を参照。）の運用を開始する予定であることから、本事業によりICTを導入した事業所においては、CHASEによる情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

### 3 補助対象経費

- ・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア
- ・ソフトウェア（標準仕様や CHASE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）
- ・ネットワーク機器の購入・設置      ・クラウドサービス
- ・保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。

※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。

※3 本事業により導入したタブレットに、職員の出勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

※4 運用に必要な Wi-Fi ルーターなど Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象とならない）

### 4 補助率(補助上限額)

区分	職員数	補助率	基準額(上限額)
ICT導入	1名以上10名以下	1/2以内	100万円/事業所
	11名以上20名以下		160万円/事業所
	21名以上30名以下		200万円/事業所
	31名以上		260万円/事業所

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。

※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年3月 31 日厚生省令第 37 号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

## 個別事業の内容（国（厚労省）実施要綱から抜粋したもの）

### 【介護事業者に対する業務改善支援事業（第三者による生産性向上の取組）】

#### 1 補助対象者

県内の介護事業所

#### 2 対象となる事業内容

・ガイドラインに基づき、職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（※1）（以下「業務改善支援事業者」という）が、本事業の対象となる介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行う。なお、少なくとも上記①～③を踏まえた実地による個別支援を3回以上は実施する。（電話や電子メール等による支援は随時実施）

※1 本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。

※2 本事業を実施する事業所は、業務改善支援事業者の支援を受けながら、事前評価（課題抽出）を踏まえた「業務改善計画」及び事業実施後の「事後評価書」を作成すること。

#### 3 市町村の意見書

・市町村が指定権者である介護事業所は、市町村の意見書を都道府県が定める申請書類に添付すること。

※ 都道府県が指定権者である介護事業所については、市町村の意見書は不要であるが、都道府県における基金事業採択の審査において、上記と同様の視点により、本事業の対象とすることについて検討する。

#### 4 補助率（補助上限額）

区分	補助率	基準額（上限額）
第三者による生産性向上の取組	1/2以内	30万円/事業所

#### 5 都道府県による取組成果の横展開

・事業終了後、都道府県に報告された「業務改善計画」及び「事後評価書」、その他取組の成果が把握できる事項（利用者の満足度、収支の状況、取組の感想と残された課題など）を取りまとめ、地域の介護事業所の取組に活用できるよう県ホームページ等で公表するとともに、介護サービス事業所（者）を対象とした各種研修会や事業者団体等と連携した取組の横展開を行う。なお、公表の際は、支援にあたった業務改善支援事業者も公表する。